

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東海村長

## 公表日

令和5年2月6日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて予防接種を実施し、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を公費で負担することにより、感染症の予防及び罹患による重症化を予防する。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理            ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力            ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答            ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答            ⑤予防接種の実費徴収            ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一項番10, 93の2</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> <li>・平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条, 第67条の2</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right; text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 17, 18, 19, 115の2</li> <li>・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2</li> </ul> <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 16の3, 115の2</li> <li>・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2, 第12条の2の2</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部健康増進課 村民生活部住民課
②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 村民生活部住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797 村民生活部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第13条(別表第二項番17、19に係る主務省令は未公布)  【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2、17、18、19 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第13条(別表第二項番17、16-2、19に係る主務省令は未公布)  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2	事後	
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部健康増進課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	事後	
平成28年4月1日	連絡先	東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2、17、18、19 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第13条(別表第二項番17、16-2、19に係る主務省令は未公布)  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2、17、18、19 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2  【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 澤畑 恵子	福祉部健康増進課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて予防接種を実施し、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を公費で負担することにより、感染症の予防及び罹患による重症化を予防する。</p> <p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種の実費徴収</p>	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて予防接種を実施し、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を公費で負担することにより、感染症の予防及び罹患による重症化を予防する。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種の実費徴収</p>	事前	
令和3年2月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番10、平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条	・番号法第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2	事前	
令和3年2月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2、17、18、19 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号、別表第二項番16-2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19、115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第59条の2</p>	事前	
令和3年2月22日	II しいくい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	II しいくい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて予防接種を実施し、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を公費で負担することにより、感染症の予防及び罹患による重症化を予防する。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種の実費徴収 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、政令で定めるものについて予防接種を実施し、住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を公費で負担することにより、感染症の予防及び罹患による重症化を予防する。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法による新型インフルエンザの予防接種の実施に関する事務を行う。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等に対する応答 ⑤予防接種の実費徴収 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書<sup>1</sup>の交付を行う。</p>	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法定上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第一項番10、93の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・平成26年内閣府・総務省令第5号 第10条、第67条の2</p>	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる 情報連携 ②法定上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、17、18、19、115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二項番16の2、115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第59条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2、17、18、19、115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2、16の3、115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康増進課	福祉部健康増進課 福祉部住民課	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部健康増進課長	福祉部健康増進課長 福祉部住民課長	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797 東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和4年2月15日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法定上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 17, 18, 19, 115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2, 第59条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 16の3, 115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2, 第12条の2の2, 第59条の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 17, 18, 19, 115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二項番16の2, 16の3, 115の2 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第12条の2, 第12条の2の2	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部健康増進課 福祉部住民課	福祉部健康増進課 村民生活部住民課	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部健康増進課長 福祉部住民課長	福祉部健康増進課長 村民生活部住民課長	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	東海村福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797 東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	福祉部健康増進課 茨城県那珂郡東海村大字村松2005番地 029-282-2797 村民生活部住民課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	II しいき値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	II しいき値判断項目 2.取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	